

企業の大卒者等若者人材の確保を
促進するための勉強会に係る業務

企画提案審査要領

令和 7 年 6 月

岩手県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「企業の大卒者等若者人材の確保を促進するための勉強会に係る業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定は、企画提案審査によって行うものとする。

委託候補者を選定するための企画提案審査の概要については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案審査は、別途設置する「企業の大卒者等若者人材の確保を促進するための勉強会に係る業務企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）」において実施するものとする。
- (2) 委員会は、参加者から提出された「企画提案書作成要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）及び参加者によるプレゼンテーションについて、別途定める審査基準に基づき審査し、その結果を県に報告するものとする。

2 委員会の開催日時及び場所

委員会の開催日及び場所は下記の通りとする。集合時間等は、別途参加者に通知する。

【予定】 開催日：令和 7 年 7 月 16 日（水）

場 所：岩手県庁舎渡り廊下棟 3 階 第 2 会議室

3 審査項目及び配点

配点は 100 点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおり。

選考基準	審査項目	審査内容	配点	
全般	業務目的	・業務目的を理解し、的確な提案となっているか。	10	20
	計画性・事業成果	・事業のスケジュールは妥当か。 ・十分な成果が期待できるか。	10	
業務企画内容	ア 業務推進体制	・業務を確実に遂行できる体制が整えられているか	15	60
	イ 企画	・業務内容は具体性があり、業務趣旨の達成のために効果的・効率的な内容であるか。	25	
	ウ 継続性	・次年度以降につながる内容の提案となっているか。	20	
見積書	積算内訳等	・事業単価経費が妥当であり、企画提案内容と整合がとれているか。	10	10
その他	評価事項	・企画内容が優れ、特に評価できる内容があるか。	10	10
合計				100

4 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、企画提案書等及び参加者による委員会でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) 各委員の審査票に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、参加者ごとに合計した総得点により総合順位を決定する。
なお、総得点が同点の場合には、各委員から高い順位の評価を多く得た者を上位者とし、高い順位の評価を得た者が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定する。
- (3) 委員会は、審査・選考結果を集計表等により確認し、総合順位を県に報告するものとする。また、参加者が1者のみであった場合も、委員会において審査を実施し、委員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件として、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その結果を県に報告するものとする。

【採点基準】

	10 点の 項目	15 点の 項目	20 点の 項目	25 点の 項目
非常に優れている	10	15	20	25
優れている	8	12	16	20
問題はない <u>【中位点】</u>	6	9	12	15
やや問題がある（一部修正が必要）	4	6	8	10
問題がある（大幅な修正が必要）	2	3	4	5
採用できない	0	0	0	0